

基本財産処分承認申請に係る提出書類一覧

(○印が必要な書類)

		原本 証明	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備考
1	基本財産処分承認申請書		○	○	○	押印不要
2	理事会及び評議員会の 議事録(写)及び議事資料	○	○	○	○	議事資料は基本財産処分に係る部分だけで可 決議の省略による場合は提案通知(写)及び同意書(写)も必要 (要原本証明)
3	財産目録		○	○	○	財産を処分する前のもの
4	不動産登記簿謄本		○	○	—	3か月以内のもの。副本には写し (要原本証明)の添付でも可
5	預金残高証明書		—	—	○	
6	不動産の価格評価書		○	—	—	市町村、銀行発行の評価書 又は不動産鑑定書等
7	売買価格等を証する書類 (写)	○	○	—	—	売買(交換)仮契約書(写) 又は買取り確約書(写)等
8	売却金や取り崩し金等の 使途計画書		○	—	○	
9	施設建設(改築)計画書		○	○	○	
10	図面		○	○	—	平面図・配置図 処分物件を色分けすること

- 注) 1 当一覧は参考例です。具体的には健康福祉政策課にお問い合わせください。
 2 写しで足りる書類には、理事長名による原本証明(印鑑必須)が必須です。